

---

プロジェクト **IFRS 解釈指針委員会**項目 **【審議事項】IFRS 第 18 号「財務諸表における表示及び開示」製造業者である貸手についての特定の主要な事業活動の評価**

---

## I. 本資料の目的

1. 本資料は、2026 年 6 月の IFRS 解釈指針委員会（以下「委員会」という。）において議論された「製造業者である貸手についての特定の主要な事業活動の評価（IFRS 第 18 号『財務諸表における表示及び開示』（以下『IFRS 第 18 号』という。）」に関するアジェンダ・ペーパー（以下「AP」という。）及びアジェンダ決定（案）の概要をご説明し、ASBJ 事務局の対応（案）についてご意見をいただくことを目的としている。なお、本資料中 AP の翻訳となっている箇所については、すべて ASBJ スタッフの仮訳である。

## II. AP の概要

### 要望書の背景及び概要

2. 委員会は、製造業者である貸手である企業が、IFRS 第 18 号の要求事項を適用する際に、オペレーティング・リース活動が特定の主要な事業活動（顧客へのファイナンスの提供又は資産への投資という主要な事業活動）に該当するかの評価に関する要望を受けた（AP6 第 1 項）。

#### （要望書に記載された事実パターンの概要）

3. 企業は、車両の製造業者であり、顧客に対して車両を販売するかリースを行う。企業は次のようにしている（AP6 第 5 項）。
  - (1) 車両の販売、ファイナンス・リース及びオペレーティング・リースを 1 つのビジネスラインにおいて一括で管理している。当該企業のセグメントは、製品ラインではなく地域を基礎にしている。
  - (2) リースを、IFRS 第 16 号「リース」（以下「IFRS 第 16 号」という。）を適用して、ファイナンス・リース又はオペレーティング・リースのいずれかに分類しており、それらの性質は著しく異ならない。
  - (3) ファイナンス・リースかオペレーティング・リースかに関係なく、リース契約ごとに

銀行と借換契約を締結する。借換契約は、売却した場合に受け取るキャッシュ・フローと比較して、企業が受け取るキャッシュ・フローを補う。借換契約は重要な金利費用を生じさせる。

- (4) 内部報告及び外部報告の両方の目的のために、売上総利益に類似した単一の小計を使用している。当該小計は、統合されたリース活動（ファイナンス・リース活動とオペレーティング・リース活動で構成）に関する営業業績の重要な指標である（IASB スタッフは要望書の提出者との議論から、この売上総利益に類似した小計には、ファイナンス・リース及びオペレーティング・リースからの収益及び費用が、借換契約に係る金利費用とともに含まれていると理解しているとしている）。
4. 要望書の提出者は、要望書に記述された事実パターンについて次のことを質問している（AP6 第 6 項）。
- (1) オペレーティング・リース活動は、特定の主要な事業活動（顧客へのファイナンスの提供又は資産への投資のいずれかの主要な事業活動）に該当するか（質問 1）。
- (2) 質問 1 を評価するにあたり、企業が統合されたリース活動について単一の売上総利益に類似した業績指標を使用している場合、IFRS 第 18 号 B34 項の例示をどのように考慮すべきか（質問 2）。
5. IASB スタッフは、要望書の提出者との議論から、企業のオペレーティング・リースから生じた収益及び費用は、IFRS 第 18 号の要求事項を適用すると、オペレーティング・リース活動が特定の主要な事業活動であるかどうかに関係なく、純損益計算書の営業区分に分類される可能性があるとして理解しているとしている（AP6 第 7 項）。
6. しかし、要望書の提出者は、オペレーティング・リース活動が特定の主要な事業活動であるかどうかの評価は、オペレーティング・リースに係る借換契約に係る金利費用の分類に特に影響を与えると述べたとしている（AP6 第 7 項）。

**（質問 1：オペレーティング・リース活動は特定の主要な事業活動か）**

7. 要望書では、質問 1 について 3 つの見解が提示されている。（AP6 第 9 項）
- (1) 見解 1 - オペレーティング・リース活動は、顧客にファイナンスを提供するという主要な事業活動である。
- (2) 見解 2 - オペレーティング・リース活動は、資産への投資という主要な事業活動である。

- (3) 見解 3 - オペレーティング・リース活動は、顧客へのファイナンスの提供又は資産への投資のいずれかの主要な事業活動ではない。

**(質問 2 : IFRS 第 18 号の B34 項の例示をどのように検討すべきか)**

8. 要望書に記述された企業は、統合されたリース活動について単一の売上総利益に類似した業績指標を使用している。要望書では、企業がファイナンス・リース活動（又はオペレーティング・リース活動）のみから発生する収益及び費用を含む売上総利益に類似した業績指標を使用していないことを考慮した場合、IFRS 第 18 号 B34 項に従って、ファイナンス・リース活動（又はオペレーティング・リース活動）が特定の主要な事業活動となり得るか質問している。(AP6 第 10 項)

**IASB スタッフの分析**

9. IFRS 財団のデュー・プロセス・ハンドブック（以下「ハンドブック」という。）5.19 項において、委員会は、基準設定プロジェクトの必要性を次のことに基づいて評価している（AP6 第 11 項）。

- (a) 当該事項は広がりのある影響を有しているかどうか、すなわち、

  - (i) 当該状況又は取引は、一般性があるか、あるいは一般性があると見込まれるかどうか
  - (ii) IFRS 会計基準の適用において、影響を受ける者に重要性がある影響を与えているか又は影響を与えると見込まれる多様性又は予想される多様性があるかどうか

(b) 財務報告を改善するために、IFRS 会計基準の要求事項を追加又は変更することが必要であるかどうか。すなわち、IFRS 会計基準における原則及び要求事項が、企業が要求される会計処理を決定するための適切な基礎を提供していない。

(c) 当該事項が現行の IFRS 会計基準及び「概念フレームワーク」の枠内で効率的に解決できるかどうか。

(d) 当該事項の範囲が、IASB 又は解釈指針委員会が効率的な方法で扱うことができるのに十分なほど狭いが、IASB 又は解釈指針委員会及び利害関係者が IFRS 会計基準書を変更するために要するデュー・プロセスを実施することがコストに見合う

効果がないほど狭くはないかどうか。

**(ハンドブック第 5.19 項(a)の評価)**

10. IASB スタッフは、関係者に送付する情報要求の目的は、要望書が IFRS 財団のデュー・プロセス・ハンドブック 5.19 項(a)の規準を満たすかどうかを理解することにある、次の事項を検討している (AP6 第 12 項)。
- (1) 提出された取引又は事実パターンの一般性
  - (2) 当該取引又は事実パターンに適用される会計処理に広がりのある多様性があり、影響を受ける人々に重要性のある影響を有しているか又は有すると見込まれるか。
11. IASB スタッフは、要望書に関連する情報要求を送付せず提出された質問の分析に進んだ理由は、次のとおりであるとしている (AP6 第 13 項)。
- (1) 大多数の企業は、IFRS 第 18 号を適用するプロセスにあるが、未適用である。したがって、関係者は適用される要求事項の適用における多様性の有無についてコメントできないと想定される。
  - (2) 要望書の提出者は、次のように述べている。
    - ① 要望書における質問は、製品を製造するとともに当該製品を顧客にリースしているすべての企業（例えば、車両製造会社、設備製造会社、及び重要なリース事業を有するその他の事業会社）に影響を与えるものであり、広がりがある。
    - ② 要望書の提出者は、IFRS 第 18 号の導入プロジェクトを通じた作業において、要求事項が不明確であるという結論を下している企業を認識している。
    - ③ それぞれの見解を適用することで、財務報告への影響に重要な相違が生じる可能性がある。
  - (3) IASB スタッフは、一部の利害関係者（例えば、会計事務所及び作成者）と非公式に対話を実施し、(2)の点を確認したとしている。また、利害関係者は要望書の提出者が提起した質問と同じ質問についての議論を IASB スタッフに知らせ、適用される要求事項について異なる理解をしていることを確認したとしている。
12. IASB スタッフの見解では、収集した証拠は、次の理由によりこの事項が広がりのある影響を有している可能性があるとされている (AP6 第 14 項)。

(1) この質問は、すべての製造業者である貸手に影響を与える可能性がある。

(2) 適用される要求事項の理解の相違は、IFRS 第 18 号の発効後にそれらの要求事項の適用に多様性をもたらす可能性がある。

13. IASB スタッフは、本件はハンドブック 5.19 項(a)の規準を満たしており、質問に対する分析を進めたとしている (AP6 第 15 項)。

### **(ハンドブック第 5.19 項(b)の評価)**

#### **適用される要求事項**

14. IFRS 第 18 号第 49 項から第 50 項は次のように述べている (AP6 第 16 項)。

49. 収益及び費用を営業、投資及び財務の各区分に分類するために、企業は、特定の主要な事業活動（以下のいずれかの主要な事業活動）を有しているかどうかを評価しなければならない (B30 項から B41 項参照)。

(a) 特定の種類の資産への投資（以後、資産への投資と呼ぶ）(第 53 項参照)

(b) 顧客へのファイナンスの提供

50. 第 55 項から第 58 項及び第 65 項から第 66 項を適用して、特定の主要な事業活動を有する企業は、当該活動が主要な事業活動ではなかったならば投資区分又は財務区分に分類されていたであろう一部の収益及び費用を営業区分に分類する。

15. IFRS 第 18 号第 53 項は次のように述べている (AP6 第 17 項)。

第 55 項から第 58 項で特定の主要な事業活動を有する企業について要求されるものを除き、企業は、以下からの第 54 項に定める収益及び費用を投資区分に分類しなければならない。

(a) 関連会社、共同支配企業及び非連結子会社に対する投資 (B43 項から B44 項参照)

(b) 現金及び現金同等物

(c) その他の資産（個別にかつ企業の他の資源からおおむね独立してリターンを生み出す場合）(B45 項から B49 項参照)

16. IFRS 第 18 号 B30 項から B41 項は、第 49 項の要求事項についての適用指針を示しており、特に、B31 項から B34 項は次のように述べている（AP6 第 18 項）。

B31. 主要な事業活動として資産への投資を行っている可能性のある企業の例には、次のものがある。

- (a) 投資企業（IFRS 第 10 号「連結財務諸表」で定義）
- (b) 投資不動産会社
- (c) 保険会社

B32. 主要な事業活動として顧客にファイナンスを提供している可能性のある企業の例には、次のものがある。

- (a) 銀行及びその他の融資機関
- (b) 顧客が企業の製品を購入できるように顧客にファイナンスを提供している企業
- (c) 顧客にファイナンス・リースを提供している貸手

B33. 資産への投資又は顧客へのファイナンスの提供が企業の主要な事業活動であるかどうかは、事実の問題であり、単なる主張ではない。企業は、資産への投資又は顧客へのファイナンスの提供が主要な事業活動であるかどうかを評価するために、判断を用いなければならない、当該評価は証拠に基づかなければならない。

B34. 一般に、企業が特定の種類の小計を営業業績の重要な指標として用いている場合には、資産への投資又は顧客へのファイナンスの提供が主要な事業活動である可能性が高い。その特定の種類の小計とは、売上総利益に類似した小計（B123 項参照）であり、資産への投資又は顧客へのファイナンスの提供が主要な事業活動ではなかったとした場合には、投資区分又は財務区分に分類されることとなる収益及び費用を含んだものである。

#### **適用される要求事項の適用**

17. 企業は、特定の主要な事業活動（資産への投資又は顧客へのファイナンスの提供）を有しているか評価するにあたり、IFRS 第 18 号の要求事項（第 49 項及び B30 項から B41 項）を適用する。企業は、資産への投資又は顧客へのファイナンスの提供が主要な事業活動であるかを評価する際に判断を用い、その評価を証拠に基づいて行う（IFRS 第 18 号 B33

項)。(AP6 第 19 項)

18. IASB スタッフは、分析において次のことを考慮しているとしている (AP6 第 20 項)。

(1) 企業が顧客へのファイナンスの提供という主要な事業活動を有しているかどうか  
(本資料第 20 項から第 28 項)

(2) 企業のオペレーティング・リース活動が資産への投資の主要な事業活動であるかどうか (本資料第 29 項から第 31 項)

19. IASB スタッフは、IFRS 第 18 号 B34 項の適用を企業が顧客にファイナンスを提供する主要な事業活動を有しているかの分析の一部として検討するとして (本資料第 23 項及び第 24 項)、要望書の質問 2 (本資料第 8 項で要約) を区分せずに分析したとしている (AP6 第 21 項)。

#### **企業は顧客にファイナンスを提供するという主要な事業活動を有しているか**

20. IFRS 第 18 号第 49 項(b)は、企業が顧客へのファイナンスの提供という主要な事業活動を有しているかの評価を要求している。IFRS 第 18 号 B30 項から B41 項には、企業がこの評価を行うのに役立つ適用指針が含まれている (AP6 第 22 項)。

21. 要望書の事実パターンでは、企業はファイナンス・リースとオペレーティング・リース (及び車両販売) の両方を 1 つのビジネスラインで管理している。IFRS 第 16 号を適用するにあたり、一部のリースはファイナンス・リースに分類され、一部のリースはオペレーティング・リースに分類される (AP6 第 23 項)。

22. また、企業は、リースがファイナンス・リース又はオペレーティング・リースのいずれに分類されるかに関係なく、売却の場合にリースを通じて受け取るキャッシュ・フローを補うために借換契約を締結する (AP6 第 23 項)。

23. IFRS 第 18 号 B34 項は、企業が売上総利益に類似した小計を営業業績の重要な指標として用いている場合、顧客へのファイナンスの提供 (又は資産への投資) が企業の主要な事業活動である可能性が高く、当該小計には、顧客へのファイナンスの提供 (又は資産への投資) が企業にとって主要な事業活動ではなかったとした場合には投資区分又は財務区分に分類されることとなる収益及び費用が含まれるとしている (AP6 第 24 項)。

24. この点、要望書に記述された企業は、統合されたリース活動について売上総利益に類似した単一の小計を使用しており、当該小計には、ファイナンス・リース契約とオペレーティング・リース契約の両方からの収益及び費用並びに関連する借換契約に係る金利費用

が含まれる。IASB スタッフは、企業がこの売上総利益に類似した小計を使用していることは、統合されたリース活動が顧客へのファイナンスの提供という主要な事業活動である可能性が高いという証拠であると考えている（AP6 第 24 項）。

25. IASB スタッフは、リースがオペレーティング・リースとして分類されることは、その契約が顧客（借手）にファイナンスを提供する種類とすることを妨げるものではないと考えており、特に次のことに留意したとしている（AP6 第 25 項）。

(1) 定義上、リース（オペレーティング・リースであれファイナンス・リースであれ）は、特定された資産の使用を支配する権利を一定期間にわたり対価と交換に借手に提供する<sup>1</sup>。

(2) IASB は、IFRS 第 16 号における借手の会計処理に関する要求事項を開発した論拠（IFRS 第 16 号に関する結論の根拠の議論）において、次のようにすべてのリースがファイナンスを提供しているという見解を確認している。

① IFRS 第 16 号における結論の根拠の BC15 項では、「…IASB は、借手がすべてのリースを金融の提供として会計処理する単一の借手会計処理モデルを採用することを決定した…」としている。

② BC45 項(a)は、「一部の利害関係者（財務諸表利用者の大半を含む）は、すべてのリースは借手に金融を提供するものであり、したがって、資産と「債務類似の」負債を生じさせると考えていた」としている。

(3) IFRS 第 16 号を開発する際、IASB が IAS 第 17 号「リース」（以下「IAS 第 17 号」という。）における貸手の会計処理モデルを実質的に引き継ぐことを決定したのは、主として、貸手の会計処理モデルの変更を行うことに関連したコストを正当化することができなかったからであり（IFRS 第 16 号の結論の根拠の BC58 項参照）、オペレーティング・リースをファイナンスの提供ではないと見ていたからではない。

26. IASB スタッフは、IFRS 第 18 号 B32 項がオペレーティング・リースにより、又はオペレーティング・リースとファイナンス・リースの両方により顧客にファイナンスを提供している貸手が、主要な事業活動として顧客にファイナンスを提供している企業となることを妨げないと考えている（AP6 第 26 項）。

27. 前項に関して、IFRS 第 18 号 B32 項は、主要な事業として顧客にファイナンスを提供して

---

<sup>1</sup> IFRS 第 16 号第 9 項

いる可能性のあるいくつかの企業の例（B32 項(c)「ファイナンス・リースにおいて顧客にファイナンスを提供している貸手」を含む）を列挙しているが、主要な事業活動として顧客にファイナンスを提供している可能性のある企業の網羅的なリストを示しているわけではないと IASB スタッフは考えている（AP6 第 26 項）。

28. IASB スタッフは、統合されたリース活動が顧客にファイナンスを提供する主要な事業活動であるかを評価するにあたり、企業はすべての適用される要求事項（IFRS 第 18 号第 49 項及び B30 項から B41 項）を考慮するとしている。結論はすべての事実及び状況の検討に依存するが、要望書の事実パターンを考慮すると、統合されたリース活動は顧客へのファイナンスの提供という主要な事業活動である可能性が高いと IASB スタッフは考えている。（AP6 第 27 項）

#### **企業のオペレーティング・リース活動は、資産への投資という主要な事業活動か**

29. IFRS 第 18 号第 49 項(a)は、企業が特定の種類の資産（IFRS 第 18 号第 53 項に列挙されている資産）に投資するという主要な事業活動を有しているかどうかを評価することを要求している（AP6 第 28 項）。

(1) 第 49 項(a)を適用して、企業はまず、オペレーティング・リースの対象となっている資産が IFRS 第 18 号第 53 項(c)に列挙されている種類の資産（オペレーティング・リースの対象となっている資産が個別にかつ企業の他の資源とはおおむね独立してリターンを生み出す資産<sup>2</sup>）かを評価する。

(2) オペレーティング・リースの対象となっている資産が IFRS 第 18 号第 53 項(c)に列挙されている種類の資産であると企業が結論を下す場合、B30 項から B41 項を適用して、オペレーティング・リース活動が資産への投資という主要な事業活動であるかを評価する。

30. IASB スタッフは、オペレーティング・リース活動が資産への投資という主要な事業活動であるかを評価するにあたり、企業はすべての適用される要求事項（IFRS 第 18 号第 49 項及び B30 項から B41 項）を考慮するとしている。IASB スタッフは、どのような結論もすべての事実及び状況の検討に依存するが、要望書の事実を考慮すると企業のオペレーティング・リース活動が資産への投資という主要な事業活動である可能性は低いと考え

---

<sup>2</sup> オペレーティング・リースの対象となっている資産は、関連会社、共同支配企業及び非連結の子会社に対する投資ではなく、現金及び現金同等物でもない。したがって、IFRS 第 18 号第 53 項(a)から(b)に列挙されている資産はこの評価には関連しない。（本資料第 15 項参照）

ている。(AP6 第 29 項)

31. IASB スタッフは、例えば、企業が売上総利益に類似した単一の小計を統合されたリース活動についての営業業績の重要な指標として使用していることは、企業がオペレーティング・リース活動だけに関連した独立した主要な事業活動を有していないことを示唆していることに留意したとしている (AP6 第 29 項)。

#### **要求事項の適用に関する結論**

32. IASB スタッフは、企業は、ある活動が特定の主要な事業活動（すなわち、資産への投資又は顧客へのファイナンスの提供）であるかどうかを評価するにあたり、IFRS 第 18 号の要求事項（第 49 項及び B30 項から B41 項）を適用するとしている。また、その評価を行うにあたり、企業は自らの判断を行使し、すべての関連性のある事実及び状況を考慮するとしている。(AP6 第 30 項)

33. 要望書に記述された事実パターンにおける企業のオペレーティング・リース活動が特定の主要な事業活動であるかどうかに関する結論は、すべての事実及び状況の検討に依存するが、IASB スタッフはそれらを考慮して次のように考えている (AP6 第 31 項)。

- (1) 企業の統合されたリース活動（ファイナンス・リース活動とオペレーティング・リース活動で構成）は、特に次の点で顧客にファイナンスを提供するという主要な事業活動である可能性が高い。

- ① 企業が売上総利益に類似した単一の小計を統合されたリース活動についての営業業績の重要な指標として使用していることが評価の証拠となる。
- ② リースがオペレーティング・リースに分類されることは、その契約が顧客にファイナンスを提供する種類のものとなることを妨げない。
- ③ IFRS 第 18 号の B32 項は、主要な事業活動として顧客にファイナンスを提供している可能性のある企業として、オペレーティング・リースにより顧客にファイナンスを提供している企業を例として含めていない。しかし、このことが、オペレーティング・リースにより、又はオペレーティング・リースとファイナンス・リースの両方により顧客にファイナンスを提供している貸手が、主要な事業活動として顧客にファイナンスを提供している企業であることを妨げない。

- (2) 企業のオペレーティング・リース活動が資産への投資という主要な事業活動である可能性は低い。IASB スタッフは、例えば、売上総利益に類似した単一の小計を統合

されたリース活動についての営業業績の重要な指標として使用していることは、企業がオペレーティング・リース活動だけに関連した独立した主要な事業活動を有していないことを示唆することに留意した。

#### **ハンドブック第 5.19 項(b)の規準を満たすか**

34. 本資料第 9 項に記載したとおり、ハンドブックの第 5.19 項(b)は、財務報告を改善するために IFRS 会計基準の要求事項を追加又は変更することが必要かどうか（すなわち、IFRS 会計基準の諸原則及び要求事項が、要求される会計処理を企業が決定するための適切な基礎を提供していないかどうか）を評価することを委員会に要求している（AP6 第 32 項）。
35. IASB スタッフは、本資料第 14 項から第 31 項で実施した分析に基づき、第 32 項から第 33 項で要約したように、IFRS 第 18 号の諸原則及び要求事項は、製造業者である貸手である企業において、オペレーティング・リース活動が特定の主要な事業活動であるかを評価するための適切な基礎を提供していると考えている（AP6 第 33 項）。
36. したがって、IASB スタッフはハンドブックの 5.19 項(b)の規準を満たさず、ハンドブックの 5.22 項に従って、提出された質問に対処するための基準設定プロジェクトは不要であると判断している（AP6 第 34 項）。

#### **IASB スタッフの結論及び提案**

37. ハンドブック第 5.19 項の要件の評価に基づいて、IASB スタッフは、委員会がハンドブックの第 8.2 項に従って、製造業者である貸手の企業が IFRS 第 18 号を適用してオペレーティング・リース活動が特定の主要な事業活動であるかを評価するのを説明する暫定的なアジェンダ決定を公表することを提案している。

### **III. 2026 年 6 月の IFRS-IC 会議の概要**

#### **（暫定的なアジェンダ決定（案）に対する意見）**

38. 多数の委員が IASB スタッフの分析の方向性に同意した。
39. ファイナンス・リース活動とオペレーティング・リース活動をまとめて統合されたリース活動として評価することについて、次のような意見が聞かれた。
  - (1) 統合されたリース活動に対して、単一の指標を使用しているという事実を重視する

べきである。

- (2) 要望書の事実パターンにおいては、単一の顧客へのファイナンスの提供であると判断することは合理的であるが、オペレーティング・リースを行っているすべての場合にあってはまるかは疑問である。

40. オペレーティング・リース活動が資産への投資又は顧客へのファイナンスの提供に該当するかについて、次のような意見が聞かれた。

- (1) オペレーティング・リース活動が常に顧客へのファイナンスの提供に該当するとは限らない。
- (2) 自ら製造した資産をリースする場合と、購入した不動産をリースする場合で分類が異なる可能性がある。
- (3) 自ら製造した資産が資産の種類を問わず資産への投資にはなり得ないという考え方には違和感があり、本アジェンダ決定の読み手がそのように解釈することを懸念する。自ら製造した資産は、企業の他の資産のアウトプットとして存在するが、当該の他の資産はリターンの獲得に貢献しないことから、製造した資産は独立してリターンを生み出す場合がある。
- (4) オペレーティング・リースが顧客へのファイナンスの提供となる理由について、AP の分析内容の一部をアジェンダ決定（案）に含めることが有用である。
- (5) オペレーティング・リースの対象となっている資産について、顧客へのファイナンスの提供という特定の主要な事業活動の一部として使用されていると結論付けた場合、他の目的では使用されず、資産への投資には該当しないと考えられる。
- (6) 要望書の事実パターンにおいては、まず、顧客へのファイナンスの提供に該当するかを検討したため、資産への投資に該当するかを検討する必要はなかったが、IFRS 第 18 号はこれらの検討順序を設けていないため、アジェンダ決定案が資産への投資に該当するかを検討する前に顧客へのファイナンスの提供に該当するかを検討することを求めているものではないことを明確にしたい。

#### **（更新した暫定的なアジェンダ決定（案）に対する意見）**

41. 本資料第 39 項及び前項の意見を受けて、IASB スタッフは文言を更新した暫定的なアジェンダ決定（案）（第 45 項参照）を提示し、委員に意見を求めた。

42. 委員からは、統合されたリース活動が顧客へのファイナンスという主要な事業活動に該当するかに関する記載に留め、仮に該当しなかった場合の記載については削除するべきであるとの意見が聞かれた。
43. アジェンダ決定（案）のドラフトについて、前項の意見を反映して修正した上で、公表されることが決定された。

#### IV. アジェンダ決定（案）（仮訳）

44. AP6 の付録に掲載されている暫定的なアジェンダ決定（案）は次のとおりである。

**製造業者である貸手についての特定の主要な事業活動の評価（IFRS 第 18 号「財務諸表における表示及び開示」）**

委員会は、製造業者であり貸手である企業が、IFRS 第 18 号の要求事項を適用する際に、オペレーティング・リース活動が特定の主要な事業活動（顧客へのファイナンスの提供又は資産への投資という主要な事業活動）に該当するかの評価に関する要望書を受け取った。

**事実パターン**

要望書では、企業が車両を製造して顧客に販売するかリースを行う事実パターンを記述している。企業は次のようにしている。

- (a) 車両の販売、ファイナンス・リース及びオペレーティング・リースを 1 つのビジネスラインにおいて一括で管理している。当該企業のセグメントは、製品ラインではなく地域を基礎にしている。
- (b) リースを、IFRS 第 16 号「リース」を適用して、ファイナンス・リース又はオペレーティング・リースのいずれかに分類しており、それらの性質は著しく異ならない。
- (c) ファイナンス・リースかオペレーティング・リースかに関係なく、リース契約ごとに銀行と借換契約を締結する。この借換契約は、売却した場合に受け取るキャッシュ・フローと比較して、企業が受け取るキャッシュ・フローを補う。借換契約は重要な金利費用を生じさせる。

(d) 内部報告及び外部報告の両方の目的のために、売上総利益に類似した単一の小計を使用している。当該小計は、統合されたリース活動（ファイナンス・リース活動とオペレーティング・リース活動で構成）に関する営業業績の重要な指標である。この売上総利益に類似した小計には、ファイナンス・リース及びオペレーティング・リースからの収益及び費用並びに借換契約に係る金利費用が含まれる。

### 質問

要望書では、オペレーティング・リース活動が、顧客へのファイナンスの提供又は資産への投資のいずれかの主要な事業活動に該当するかを質問していた。

### 適用される要求事項

収益及び費用を営業、投資及び財務の各区分に分類するために、企業は、IFRS 第 18 号の第 49 項で要求しているとおり、特定の主要な事業活動（特定の種類の資産への投資（資産への投資）又は顧客へのファイナンスの提供という主要な事業活動）を有しているかどうかを評価する。

IFRS 第 18 号の B30 項から B41 項は、企業が特定の主要な事業活動を有しているかを判断する際に適用する適用指針を含んでいる。特に

- (a) IFRS 第 18 号の B33 項は、資産への投資又は顧客へのファイナンスの提供が企業の主要な事業活動であるかどうかは事実の問題であり、単なる主張ではないと述べている。また、資産への投資又は顧客へのファイナンスの提供が主要な事業活動であるかどうかを評価するために自らの判断を用い、その評価を証拠に基づいて行うことを企業に要求している。
- (b) IFRS 第 18 号の B34 項から B36 項は、企業の主要な事業活動の証拠を提供する可能性のある要因を論じている。これらの要因には、例えば、企業が特定の小計を営業業績の重要な指標として用いているが含まれる。

### IFRS 第 18 号における要求事項の事実パターンへの適用

企業は、ある活動が資産への投資又は顧客へのファイナンスの提供という特定の主要な事業活動であるかを評価するにあたり、IFRS 第 18 号の要求事項(第 49 項及び B30 項から B41 項における適用指針を含む)を適用する。その評価を行うにあたり、企業は自らの判断を行使し、すべての関連性のある事実及び状況を考慮する。

委員会は、要望書に記載された事実パターンにおいて、企業のオペレーティング・リー

ス活動が特定の主要な事業活動であるかに関する結論は、すべての事実及び状況の考慮に応じて決定されるが、要望書に含まれている事実を考慮して次のことに留意した。

(a) 企業の統合されたリース活動（ファイナンス・リース活動とオペレーティング・リース活動で構成される）は、顧客にファイナンスを提供するという主要な事業活動である可能性が高い。特に、

(i) この評価は、企業が売上総利益に類似した単一の小計を、統合されたリース活動についての営業業績の重要な指標として使用していることが証拠となる。

(ii) リースがオペレーティング・リースに分類されることは、その契約が顧客にファイナンスを提供する種類のものとなることを妨げない。

(iii) IFRS 第 18 号の B32 項は、主要な事業活動として顧客にファイナンスを提供している可能性のある企業の種類として、オペレーティング・リースにおいて顧客にファイナンスを提供している企業の例を含めていない。しかし、これは、オペレーティング・リースにおいて顧客にファイナンスを提供している貸手、又はオペレーティング・リースとファイナンス・リースの両方において顧客にファイナンスを提供している貸手が、主要な事業活動として顧客にファイナンスを提供している企業となることを妨げない。

(b) 企業のオペレーティング・リース活動が資産への投資という主要な事業活動である可能性は低い。委員会は、例えば、企業が売上総利益に類似した単一の小計を、統合されたリース活動についての営業業績の重要な指標として使用していることは、企業がオペレーティング・リース活動だけに関連した独立した主要な事業活動を有していないことを示唆していることに留意した。

## 結論

委員会は、IFRS 第 18 号の原則及び要求事項は、製造業者である貸手である企業が、オペレーティング・リース活動が特定の主要な事業活動であるかを評価するための適切な基礎を提供していると結論を下した。したがって、委員会は、この要望に対処するための基準設定プロジェクトは必要ないと[決定した]。

45. 前項の暫定的なアジェンダ決定（案）に対するコメントを受け、IASB スタッフが文言を更新した暫定的なアジェンダ決定（案）（AP6A）は次のとおりである。

**製造業者である貸手についての特定の主要な事業活動の評価（IFRS 第 18 号「財務諸表における表示及び開示」）**

委員会は、製造業者であり貸手である企業が、IFRS 第 18 号の要求事項を適用する際に、リース活動が特定の主要な事業活動（顧客へのファイナンスの提供又は特定の種類の資産への投資（資産への投資）という主要な事業活動）に該当するかの評価に関する要望書を受け取った。

**事実パターン**

要望書では、企業が車両を製造して顧客に販売するかリースを行う事実パターンを記述している。企業は次のようにしている。

- (a) 車両の販売、ファイナンス・リース及びオペレーティング・リースを 1 つのビジネスラインにおいて一括で管理している。当該企業のセグメントは、製品ラインではなく地域を基礎にしている。
- (b) リースを、IFRS 第 16 号「リース」を適用して、ファイナンス・リース又はオペレーティング・リースのいずれかに分類しており、それらの性質は著しく異ならない。
- (c) リース契約がファイナンス・リースかオペレーティング・リースかに関係なく、リース契約ごとに銀行と借換契約を締結する。この借換契約は、売却した場合に受け取るキャッシュ・フローと比較して、企業が受け取るキャッシュ・フローを補う。借換契約は金利費用を生じさせる。
- (d) 内部報告及び外部報告の両方の目的のために、売上総利益に類似した単一の小計を使用している。当該小計は、統合されたリース活動（ファイナンス・リースとオペレーティング・リース活動で構成）に関する営業業績の重要な指標である。この売上総利益に類似した小計には、ファイナンス・リース及びオペレーティング・リースからの収益及び費用並びに借換契約に係る金利費用が含まれる。

**質問**

委員会は、ファイナンス・リースとオペレーティング・リース活動で構成される企業の統合されたリース活動が、顧客へのファイナンスの提供という主要な事業活動なのかどうかを検討し、そうでない場合には、オペレーティング・リース活動が資産への投資という主要な事業活動なのかどうかを検討した。この評価は、とりわけ、借換契約（特

にオペレーティング・リースに分類されたリース契約に関連するもの)に係る金利費用の純損益計算書における分類に影響を与える。

### **適用される要求事項**

収益及び費用を営業、投資及び財務の各区分に分類するために、IFRS 第 18 号の第 49 項は、企業が特定の主要な事業活動（資産への投資又は顧客へのファイナンスの提供という主要な事業活動）を有しているかどうかを評価することを要求している。

IFRS 第 18 号の B30 項から B41 項は、企業が特定の主要な事業活動を有しているかを判断する際に適用する適用指針を含んでいる。特に、

- (a) IFRS 第 18 号の B33 項は、資産への投資又は顧客へのファイナンスの提供が企業の主要な事業活動であるかどうかは事実の問題であり、単なる主張ではないと述べている。また、資産への投資又は顧客へのファイナンスの提供が主要な事業活動であるかどうかを評価するために自らの判断を用い、その評価を証拠に基づいて行うことを企業に要求している。
- (b) IFRS 第 18 号の B34 項から B36 項は、企業の主要な事業活動の証拠を提供する可能性のある要因を論じている。これらの要因には、例えば、企業が特定の小計を営業業績の重要な指標として用いているかが含まれる。

### **IFRS 第 18 号における要求事項の事実パターンへの適用**

企業は、ある活動が資産への投資又は顧客へのファイナンスの提供という特定の主要な事業活動であるかを評価するにあたり、IFRS 第 18 号の要求事項（第 49 項及び B30 項から B41 項における適用指針を含む）を適用する。その評価を行うにあたり、企業は自らの判断を行使し、すべての関連性のある事実及び状況を考慮する。

委員会は、次のことに留意した。

- (a) 要望書の実事パターンに IFRS 第 18 号の B34 項を適用すると、統合されたリース活動（ファイナンス・リースとオペレーティング・リース活動で構成される）は、顧客へのファイナンスの提供という主要な事業活動である可能性が高い。この評価は、企業が売上総利益に類似した単一の小計（事実パターンに記述されている）を、統合されたリース活動についての営業業績の重要な指標として使用していることが証拠となる。
- (b) リースがオペレーティング・リースに分類されることは、リース活動が顧客にフ

ファイナンスを提供する種類のものとなることを妨げない。

- (c) IFRS 第 18 号の B32 項は、主要な事業活動として顧客にファイナンスを提供している可能性のある企業の種類として、オペレーティング・リースにおいて顧客にファイナンスを提供している企業の例を含めていない。しかしながら B32 項の例示に、オペレーティング・リースにおいて顧客にファイナンスを提供している企業が含まれていないことは、決定的な要因ではなく、それらの例示は網羅的なリストではない。

要望書の事実パターンにおいて、統合されたリース活動が顧客へのファイナンスの提供という主要な事業活動ではないと結論を下す場合には、IFRS 第 18 号（第 49 項 (a) 及び第 53 項並びに B30 から B41 項及び B43 から B49 項における適用指針を含む）を適用して、オペレーティング・リース活動が資産への投資という主要な事業活動であるかどうかを評価する。

## 結論

委員会は、IFRS 第 18 号の原則及び要求事項は、事実パターンに記述された企業が、統合されたリース活動が顧客へのファイナンスの提供という特定の主要な事業活動であるか、そうでない場合には、オペレーティング・リース活動が資産への投資という主要な事業活動であるかどうかを評価するための適切な基礎を提供していると結論を下した。したがって、委員会は、この要望に対処するための基準設定プロジェクトは必要ないと[決定した]。

以 上